

裁 決 書

令和 7 年審査請求第 1 号

稲 総 第 2 4 8 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

審査請求人

■■■■■■■

■■■■■■■

処 分 庁

稲敷市長 笥 信太郎

審査請求人から令和 7 年 1 2 月 1 9 日付けで提起され、同月 2 2 日及び令和 8 年 1 月 5 日付け書面により申立内容が追加された、令和 7 年 1 2 月 1 1 日付け稲総第 2 3 8 号、第 2 3 9 号及び第 2 4 0 号による各処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人が、令和 7 年 1 2 月 1 1 日付け稲総第 2 3 8 号、第 2 3 9 号及び第 2 4 0 号による各処分について提起した審査請求を、いずれも棄却する。

第 1 事案の概要

1 公文書開示請求

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 4 月 2 3 日、農地中間管理事業（以下「農地バンク」という。）の契約状況文書並びに農地バンクの貸し手及び借り手の申込み状況に関する文書の開示を請求し、同年 5 月 1 0 日付け補正により、前者の対象文

書は農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画等と、後者の対象文書は所有者用の貸付希望申出書及び耕作者用の借受希望申出書と、それぞれ特定された（以下、前者を「本件開示請求１」、後者を「本件開示請求２」という。）。

- （２）審査請求人は、令和７年２月１７日、令和６年度農地バンク契約書の開示を請求した（以下「本件開示請求３」という。）。

第２ 事実関係

１ 関係法令の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- （１）条例第７条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないと定めている。同条第１号は、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの等を不開示情報とし、法令等又は慣行により公にされている情報等を除外している。
- （２）条例第７条第２号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を不開示情報としている。
- （３）条例第８条は、公文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて開示しなければならないと定めている。
- （４）条例第１１条第２項は、開示請求に係る公文書を保有していない場合を含め、公文書の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をするものと定めている。
- （５）条例第２０条は、審査会の答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく裁決しなければならないと定めている。
- （６）行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項は、審査請求に理由がない場合は裁決で棄却するものとし、同法第４６条は、審査請求に理由がある場合の原処分の取消し又は変更等について定めている。

２ 処分内容及び理由

処分庁は、本件開示請求１から３までについて、当初の一部開示決定、その後

の開示日時の変更及びマスキング範囲の再検討を経た上で、令和7年12月11日付けで次の各処分を行った（以下、併せて「本件各処分」という。）。

文書番号	対応する 開示請求	対象文書の概要	処分の概要
稲総第238号	本件開示 請求1	農地バンクの契約状況文書一式 (平成26年～令和5年)	公文書一部開示決定
稲総第239号	本件開示 請求2	貸付希望申出書 及び借受希望申出書 (平成26年～令和5年)	公文書一部開示決定及び 令和5年度以降の耕作者 用借受希望申出書については 保有していないとする決定
稲総第240号	本件開示 請求3	令和6年度農地 バンク契約書	公文書一部開示決定

本件各処分では、氏名、小字その他再検討により開示可能と判断した部分及び一般に公表されていることが確認できた法人電話番号を開示する一方、地番、生年月日及び年齢、住所及び電話番号、借賃、印影、現在の経営規模等を不開示とした。

3 審査請求及び審理の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年12月19日付けで本件各処分の取消しを求めて審査請求を提起し、同月22日付けで理由を追加し、令和8年1月5日付けで「1か月以内の開示」を求める申立てを追加した。
- (2) 処分庁は弁明書を提出し、審査請求人は令和8年2月16日付けで反論書を提出した。
- (3) 審査庁は、条例第18条第1項に基づき、令和8年3月11日付け稲総第55号（令和8年情諮問第1号）により審査会に諮問した。
- (4) 審査会は、令和8年9月1日付け稲情審答申第1号により、本件各処分は妥当であり、「1か月以内の開示」の義務付けの適否は審査会の審査対象ではな

い旨を答申した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事業を営む個人の住所及び電話番号は事業に関する情報として法人と同様に取り扱い、開示すべきである。
- (2) 現在の経営規模は競争上の利益を害するものではなく、借賃も自由競争の観点から公にされる情報として、いずれも開示すべきである。
- (3) 処分庁は、相当期間内又は審査から1か月以内に開示すべきである。
- (4) 地番、生年月日及び年齢、印影、法人電話番号並びに令和5年度以降の借受希望申出書の不存在について、具体的な主張は示されていない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地番、生年月日、住所及び電話番号は、個人を識別し得る情報又は事業情報に当たり、公にすることにより個人の生活又は事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。
- (2) 借賃、印影、現在の経営規模及び一般に公表されていない法人電話番号は、個別の契約条件又は事業上の情報等であり、公にすることにより事業者等の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
- (3) 「1か月以内の開示」を求める申立ては、本件各処分の取消し又は変更とは別に開示時期のみを義務付けるものであり、採用できない。
- (4) 令和5年度以降の耕作者用借受希望申出書は、制度改正に伴う借受公募制度の廃止により作成されておらず、保有していない。

第4 審査会の答申の要旨

審査会は、本件各処分について、各不開示部分及び文書不存在の判断はいずれも妥当であり、審査請求人が求める「1か月以内の開示」の義務付けの適否は審査会の審査対象ではないとした。その判断の要旨は、次のとおりである。

- (1) 地番について、農業を営んでいない個人である貸し手に係るものは条例第7条第1号に該当し、法人又は事業を営む個人である貸し手及び耕作者である借り手に係るものは、公にすると生活又は業務に支障を及ぼすおそれがあるため、

同条第2号アに該当するとした。

- (2) 生年月日及び年齢について、個人識別性の高い個人情報として条例第7条第1号に該当し、不開示とした判断は妥当であるとした。
- (3) 住所及び電話番号について、自宅のものは条例第7条第1号に該当し、事業用の連絡先については、一般に公表されているものは開示すべきであるが、公表が確認できないものは生活又は業務に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第2号アに該当するとした。
- (4) 借賃について、一般的な賃料水準ではなく個別当事者間の具体的な契約条件であり、公にすると周辺の契約関係や今後の交渉にも影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当するとした。
- (5) 印影について、個人の印影は条例第7条第1号に、法人印等は偽造又は不正使用等により正当な利益を害するおそれがあるため同条第2号アに該当するとした。
- (6) 現在の経営規模について、経営実態を示す事業情報であり、公にすると競争上その他の正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号アに該当するとした。なお、一般に公表されていることが明らかな場合には、個別に開示を検討する余地があるとした。
- (7) 法人電話番号について、一般に公表されているものは開示し、公表が確認できないものは業務に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第2号アに該当するとし、本件の一部開示の判断は妥当であるとした。
- (8) 「1か月以内の開示」の義務付けの適否については、一定期間内の開示を義務付けることは既になされた処分の適法性又は妥当性を審査する審査会の審査対象ではないとした。
- (9) 令和5年度以降の耕作者用借受希望申出書について、制度改正後に当該文書が作成されていないとの処分庁の説明を覆す事情はなく、文書不存在とした判断は妥当であるとした。

第5 審査庁の判断

1 審査対象

令和7年12月22日付け書面は審査請求の理由の追加であり、令和8年1月5日付け書面も新たな審査請求ではなく、本件各処分の取消し又は変更を求める

申立てに希望する開示時期を付加したものとして取り扱う。

また、審査請求人が本件各処分の取消しを求めていることから、具体的な主張が示されていない部分を含め、本件各処分全体を審査対象とする。

2 不開示情報に関する判断

審査庁は、前記第4の審査会の判断及び本件の審理資料を踏まえ、地番、生年月日及び年齢、住所及び電話番号、借賃、印影、現在の経営規模並びに法人電話番号について検討した。

審査庁において検討した結果、各不開示部分は、それぞれ条例第7条第1号又は第2号アに該当し、いずれも不開示とすることが妥当であると判断する。

各不開示部分に係る処分庁及び審査庁の条文該当性は、次のとおりである。

不開示部分	処分庁	審査庁
地番	条例第7条第1号	条例第7条第1号（農業を営んでいない個人である貸し手）
		条例第7条第2号ア（法人又は事業を営む個人である貸し手及び耕作者である借り手）
生年月日及び年齢	条例第7条第1号	条例第7条第1号
住所及び電話番号	条例第7条第1号	条例第7条第1号（自宅住所・自宅電話番号）
		条例第7条第2号ア（一般に公表されていない事業用連絡先）
借賃	条例第7条第2号ア	条例第7条第2号ア

不開示部分	処分庁	審査庁
印影	条例第 7 条第 2 号ア	条例第 7 条第 1 号（個人の印影）
		条例第 7 条第 2 号ア（法人印、代表者印その他法人等に係る印影）
現在の経営規模	条例第 7 条第 2 号ア	条例第 7 条第 2 号ア
法人電話番号（一般に公表されていないもの）	条例第 7 条第 2 号ア	条例第 7 条第 2 号ア

上表のとおり、地番、住所及び電話番号並びに印影については、処分庁と審査庁との間で条文該当性の判断に一部相違がある。

すなわち、地番について、処分庁は条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示としているが、審査庁は、農業を営んでいない個人である貸し手に係る地番については同号に該当する一方、法人又は事業を営む個人である貸し手及び耕作者である借り手に係る地番については、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の正当な利益を害するおそれがあるものとして、同条第 2 号アに該当すると判断する。

また、住所及び電話番号について、処分庁は条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示としているが、審査庁は、自宅住所及び自宅電話番号については同号に該当する一方、事業用の連絡先については、一般に公表されているものは開示すべきであり、一般に公表されていないものは、公にすることにより個人の生活又は業務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同条第 2 号アに該当すると判断する。

加えて、印影について、処分庁は条例第 7 条第 2 号アに該当するとして不開示としているが、審査庁は、個人の印影については個人に関する情報として同条第

1号に該当し、法人印、代表者印その他法人等に係る印影については同条第2号アに該当すると判断する。

このように、地番、住所及び電話番号並びに印影については、処分庁と審査庁との間で条文該当性の判断に一部相違があるものの、不開示とすべき範囲に相違はなく、追加して開示すべき部分は認められない。

したがって、本件各処分のうち、これらの情報を不開示又は一部開示とした処分結果を取り消し、又は変更すべき理由はない。

3 「1か月以内の開示」を求める申立てについて

審査会は、この義務付けの適否については、既になされた処分の適法性又は妥当性を審査する審査会の審査対象ではないとしている。

審査庁においては、この申立てを、本件各処分の取消し又は変更を求める申立てに希望する開示時期を付加したものと解する。

行政不服審査法第46条上、審査請求に理由がある場合には、原処分の取消し又は変更等に伴い、開示を内容とする判断をする余地はあるものの、開示の実施期限のみを独立した裁決事項として定めるものではない。

本件では、前記2のとおり、本件各処分を取り消し又は変更して追加の開示をすべき理由はないことから、「1か月以内の開示」を求める申立ては採用することができない。

4 令和5年度以降の耕作者用借受希望申出書に係る文書不存在について

審査会は、制度改正後に当該文書が作成されていないとの処分庁の説明を覆すに足りる事情はないとして、文書不存在の判断を妥当としている。

審査庁においても、本件の審理資料を踏まえて検討したところ、これと異なる判断をすべき事情は認められない。

したがって、令和5年度以降の耕作者用借受希望申出書について文書不存在とした処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、審査会の答申を尊重して検討した結果、地番、住所及び電話番号並びに印影については、処分庁と審査庁との間で不開示情報の条文該当性の判断に一部相違があるものの、不開示又は一部開示とすべき範囲に相違はなく、この点について本件各処分を取り消し、又は変更すべき理由はない。

また、「1 か月以内の開示」を求める申立ては採用することができず、令和5年度以降の耕作者用借受希望申出書に係る文書不存在の判断についても、これを取り消し、又は変更すべき理由は認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年9月28日

審査庁 稲敷市長 笥 信太郎

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、この裁決の取消しを求めることはできません。

審査請求の対象とした処分の違法を理由としてその取消しを求める場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲敷市を被告として（訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。）、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この裁決の取消しの訴え又は審査請求の対象とした処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、この裁決の取消しの訴え又は審査請求の対象とした処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。